



Title	第13章 韓国における代案学校政策の展開と公費負担の構造：代案学校の制度化と非認可代案学校への助成システム
Author(s)	伊藤, 健治; 横井, 敏郎
Description	2014～2017 年度日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(B) (一般) 研究成果報告書 (課題番号 26285169) 第II部 代替・補償的学校の展開と取り組み：海外を中心に
Citation	グローバル化時代における包摂的な教育制度・行政システムの構築に関する国際比較研究, 169-177
Issue Date	2019-12-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92566
Type	research report
File Information	0013_26285169.pdf



第13章 韓国における代案学校政策の展開と公費負担の構造

―代案学校の制度化と非認可代案学校への助成システム―

伊藤 健治・横井 敏郎

I はじめに

1. 韓国の代案学校制度の背景

韓国における代案学校の運動と実践では、既存の学校教育への批判を背景に「本来あるべき教育」を求める中で、生態系や人間性を重視した教育を特徴とするオルタナティブな学びが代案教育として追及されてきた。代案教育の運動は、硬直的で競争的な学校教育制度が生み出してきた中途脱落者問題に対する政策に影響を与え、いくつかの形態として制度内に位置付けられている。学歴が認められる代案学校として、1990年代後半に代案教育特性化学校、2000年代前半に委託型代案学校、2000年代後半に各種学校としての代案学校が制度化されている。

一方で、政府の推計によると200以上の非認可代案学校が存在しており、代案学校政策が展開されてきたにも関わらず、代案教育運動を主導してきた非認可代案学校の多くは非認可に留まることを選択しており、公教育制度に包摂するものには至っていない。結論的に述べると、非認可であることを選択する理由としては、制度化された学校に対するカリキュラム上の制約と財政的措置の問題があげられる。つまり、自律的なカリキュラムによってオルタナティブな学びを追求してきた代案学校の多くは、学歴が認められる制度化よりも非認可のままで独自の教育実践をおこなうことを選択している。こうした状況の中で、ソウル市などの自治体では非認可代案学校への独自の助成システムが存在しており、2015年に施行された学校外青少年支援法を契機として、他のいくつかの自治体に広がりを見せている。

そこで、本稿では、韓国における代案学校政策の展開と民間の代案教育運動の対応に着目して、代案学校の法制度的な特徴と公費助成の状況を明らかにすることを通して、多様な学びを保障する包摂的な教育システムのあり方について考察する。

韓国の代案学校	
学歴認可代案学校（制度内） 韓国政府教育部（自治体教育庁）管轄	非（未）認可代案学校（制度外） 教育行政の管轄下でない。全国で200校以上
① 代案教育特性化学校 ・「特性化高校」・「特性化中学校」 ② 「委託型代案学校」 ・学業中断希望者と退学処分・懲戒を受けた生徒の教育を原籍校から委託される。 （学校不適應，宗教，多文化，国際教育，脱北，英語，美容など，多様な種類） ③ 各種学校としての「代案学校」	＊ソウル市の事例 ④ ソウル市の助成を受けている代案学校 ・ソウル市学校外青少年支援センターが公募 条件：全日制、カリキュラムがオルタナティブ、入学卒業あり 助成：二人分の人件費（4200万ウォン／年） ⑤ 自治体の助成を受けていない代案学校 ・キリスト教系代案学校、進学重視型など

2. 調査の概要

韓国代案学校の法制度的な特徴を明らかにするために、様々な類型に位置する代案学校を対象として教育活動や運営状況に関するインタビュー調査を行った。訪問先は以下の通りで、特性化代案学校、委託型代案学校、各種学校としての代案学校、複数の非認可代案学校とそのネットワーク組織の代案教育連帯である。

第 1 回調査（2016 年 11 月 30 日から 12 月 2 日）

- ・ナウ学校（ソウル市内・学歴認可・委託型代案学校）
- ・ミンドゥルレ学校（ソウル市内・非認可代案学校）
- ・ハジャ・センター（ソウル市内・非認可代案学校）

第 2 回調査（2016 年 3 月 15 日から 3 月 17 日）

- ・山清（サンチョン）ガンジー学校（慶尚南道、学歴認可・特性化高校）
- ・錦山（クムサン）ガンジー学校（忠清南道、非認可代案学校）
- ・ソンミサン学校（ソウル市内、非認可代案学校）

第 3 回調査（2017 年 7 月 4 日から 7 月 6 日）

- ・ヨミョン学校（ソウル市内・学歴認可、委託型代案学校）
- ・ドゥレ自然学校（京畿道、学歴認可、特性化中学校・高校）
- ・代案教育連帯事務局（ソウル市内）

Ⅱ 学校制度の内側にある代案学校

1. 代案教育特性化学校

韓国の学校教育制度において代案学校として最初に制度化されたのが特性化学校である。1990 年代後半に進められた教育改革では、高校の多様化とともに学校中途脱落者対策（学業中断・不登校）が重要な課題となっていた。当時は、中学・高校生の 1.7%にあたる 7～8 万人が毎年学校を離れ、その中には暴力や犯罪に関わるものも多かったことから社会的な問題となっていた。一方で、1990 年代には学校教育に関する諸問題を背景とした民間の代案教育運動が展開され、1997 年に最初の全日制の代案学校である山清（サンチョン）ガンジー学校が開校した。受験中心の抑圧的な学校教育に反対し、草の根運動として父母や教師によって農場を基盤とした実験的な学校として始まったものであった。

そうした状況の中で、政府は、当初、中途脱落者対策の公立学校設立を進めていたが、民間の学校を制度化しようとする方向に転換した。1998 年、山清（サンチョン）ガンジー学校を含む 6 校が特性化高校として指定され、翌年には 4 校が追加された。現在は、公立を含めて高校 24 校、中学校 12 校の代案教育特性化学校がある。特性化学校は、通常の学校と比較してカリキュラムの柔軟性が認められるとともに、国からの財政支援は一般の学校と同様に保障されている。ほとんどの学校は、都市から離れた農村の寄宿型学校であり、宗教的な背景を持つ学校

が多い。

代案教育特性化学校は、初等中等教育法施行令第73条（特性中学校）と第91条（特性高校）を法的根拠として、教育課程や学校運営に関する特例を受ける。一方で、通常の学校と同様に公教育制度の下で国や地方自治体の指導・監督を受け、公教育機関としての法的位置づけは、財政的措置や学歴などを含めて一般的な私立学校と違いはない。

初等中等教育法施行令第91条第1項では、特性化高校について、「教育監は、資質と適性および能力が同じような学生を対象に、特定の分野の人材育成を目的とする教育や自然現場実習などの体験中心の教育を専門的に行う高等学校（以下「特性化高校」という。）を指定告示することができる。」と定められている。特性化高校は、大きく「特定分野の人材育成を目的とする職業教育の特性高校」と「自然実習などの体験的学習などを中心とする代案教育の特性高校」に分けられる。すなわち、代案教育特性化高校は、体験中心の教育を専門的に行うことに目的として、独自の教育課程運営が認められた学校である。具体的には、カリキュラム全体の50%程度で自律性が認められており、1年生は国民共通基本教育課程に対応する必要があるが、2～3年生では選択中心となり自律性が高い教育課程編成が可能になっている。その他、教員定員の3分の1を産学兼任教師などに置き換えることが認められており、入学者の選抜についても学区に関わらず全国からの選抜が可能になっている。

法制度化のプロセスからも明らかのように、代案教育特性化学校は、多くの学業中断・不登校を生じさせるようになっていた受験中心の抑圧的な学校教育の問題を背景に進められたものであったが、必ずしも代案教育運動の教育理念（生態教育や人間性教育など）を共有するものではない。また、学区を越えて全国からの進学が可能であるため、教育熱心な家庭が入学を希望しており、倍率も高い傾向にある。そのため、学校不適応対策を標榜しながら、進学校のような教育を行っている学校も少なくない指摘されている。なお、特性化中学校に関する施行令第76条では、代案教育についての直接的規定はなく、教育課程運営の特性を持つ学校として代案教育の学校に加えて芸術体育学校や外国語学校、グローバル教育の学校などの特性中学校などがある。

事例1：山清（サンチョン）ガンジー学校（特性化高校）

特徴：抑圧的な学校教育に対して、幸せな生き方を目指す教育活動

感性教科と自立教科（体験学習）、自らの主体的な学びを重視

学校運営体制：教職員26名、外部講師4名、1学年2クラス（各クラス20名）

- ・学費は、25万ウォンを年4回、その他に寮費月15万ウォン、食費30万ウォン
- ・韓国全域からの入学者選抜（倍率約3倍）、卒業後は約60%が大学進学

事例2：ドゥレ自然学園（1999年特性化高校、2004年特性化中学校）

特徴：学校不適応者（いじめや校内暴力の加害・被害の子ども）を対象に、キリスト教精神に基づき、癒やしや回復のために寮生活での生活指導中心とした教育。

授業科目は一般的な学校と同様で、海外移動授業など体験活動を重視している。

学校運営体制：教職員34名、寮の職員5人、生徒数：高校120人、中学60人

- ・高校は授業料 50 万ウォンを年 4 回、中学は寮と体験活動の費用（年 500 万）のみ
- ・募集は全国から。進路は、中学校は基本的に地元の高校へ、高校は 90%が大学進学

2. 委託型代案学校

委託型代案学校とは、一般の学校（原籍校）から委託を受けて対象となる生徒の教育活動を提供する教育機関である。委託型代案学校の生徒は、原籍校に学籍を置き、学校納付金も原籍校に納めながら、委託を受けた機関の教育課程を履修することで、原籍校の卒業証書を受けることになる。

2001 年にソウル市教育庁が学歴認定生涯学習施設の 3 校を委託型代案学校に指定したのが最初であり、都市部を中心として、現在では長期間の委託を受ける学校として、60 校ほどが指定されている（2014 年教育部統計資料）。委託型代案学校は、一般の学校とは異なる教育を行うことが想定されているため、民間の非認可代案学校による代案教育実践の蓄積がなければ制度化されることは難しかったと指摘されている。一方で、学業中断希望者や退学処分・懲戒を受けた生徒を原籍校に戻す役割を担っているため、非認可代案学校とは異なる目的を持つものと言える。委託先として指定を受けている機関は、民間施設、社会福祉施設、研修施設、学校内や大学内施設を利用するものなど多様であり、代替的な教育内容も生態や人間性を中心とした代案教育のほか、宗教、多文化、国際教育、脱北、英語、美容などを特徴とした教育を行う学校がある。

委託型代案学校の法的根拠は初等中等教育法第 28 条及び同法施行令第 54 条である。初等中等教育法第 28 条では、「学業不振者等の教育」として、国及び地方自治体は、学業不振などの理由によって通常の学校生活を送ることが困難な生徒と学業を中断した生徒のために、大統領令の定めるところによって、授業日数及びカリキュラムの弾力的運用など教育上必要な施策を講じなければならない、と規定している。これに基づいて整備された同法施行令第 54 条では、対象となる学生の判別は教育庁が定める基準によって学校長が行うこと、及び、委託する教育機関等の指定は教育監が行うことが規定されている。また、委託型代案学校の指定・運営に関する事項は教育庁が定めることとされているが、ソウル市の場合では「代案教育運営と学歴認定等に関する規定」によって委託教育の対象者（生徒）や委託先の教育機関について定めており、教育課程編成や学校運営など具体的な点は「代案教育委託教育運営指針」に示されている。

この制度は、従来の非認可代案学校の一部を委託教育機関として指定することで、公教育の補完的役割を付与しながら学歴認定と財政支援をするものであり、既存の公教育と代案教育実践を担ってきた非認可代案学校をつなぐものとしての役割が期待されていた。

一方で、法的な位置づけからも明らかなように、委託型代案学校は学業中断者や学校不適応者など通常の学校生活を送ることが難しい生徒への教育保障を目的としたものである。ソウル市の規定でも対象者は学業中断者（退学・休学中の者は復学して委託の申請をする）、学校長から退学や停学等の懲戒処分を受けた生徒、学校長が教育目的のために委託教育が必要であると認めたものが対象となっている。そのため、オルタナティブな教育を志向するというよりも問題行動などによって一般の学校で教育を行うことが困難な生徒に対する代替的教育機関であるとともに、学校不適応者を学校へ戻すことが期待されているという側面を持っている。

事例 3：ナウ学校

特徴：いじめ加害側生徒を預かり、原籍校に復帰させることを目的とする。

学校運営体制：校長、教頭、教務部長、教師 4 人、生徒：高校 20 人、中学 20 人

- ・ソウル市の貧困層が多く学業中断者の問題も深刻な地域にあり、大韓聖公会維持財団がノウォン区青少年支援センターと一体的に運営している。

3. 各種学校としての代案学校

2005 年 3 月、初等・中等教育法の一部改正によって、第 60 条の 3 に代案学校に関する規定が追加された。第 60 条の 3 では、第 1 項によって、同法第 21 条第 1 項（校長と教頭の資格）、第 23 条第 2 項及び第 3 項（国が定める教育課程と教科）、第 24 条から第 26 条（授業日数、学年など）第 29 条（教科用図書）及び第 30 条の 4 から 7（教育情報システムの構築・運用）の規定を適用しないと定めている。また第 2 項により、代案学校は、小学校中学校及び高等学校の課程を統合して運営することができるとしている。

これらの規定の追加によって「代案学校」の用語が初めて法律に用いられることとなった。この法律では代案学校を各種学校として、「学業を中断したり、個人の特性に合わせた教育を受けようとする学生を対象に、現場実習などの体験中心の教育、人間性中心の教育や個人の資質及び適正の開発を中心とした教育など、さまざまな教育を実施する学校」と定義されている。

各種学校としての代案学校が法制化された背景にも、学業中断者の教育保障という政策課題があった。各種学校としての代案学校が新設された直接の契機は、2003 年 6 月に政府が発表した「代案教育の拡大及び拡充方策」であり、学校教育に適應することが困難であったり、個人の特性に合わせた特別な教育を希望する者に対して学びの機会を広げるために、各種学校の形態として学歴を認定する代案学校の設立を推進する方針を示したものであった。これには、運動場や校舎などの設置基準を大幅に緩和することや教育課程や教員任用に特例を付与することが含まれていた。当時の状況として、毎年 4～5 万人程度の学業中断者（中学・高校生全体の 1.5%程度）がおり、学校不適應など学業中断の危機にある潜在的な者まで含むと更に多くの者が正規の教育を受けていない状況にあった。代案学校の法制化の目的としては、学業中断者の教育機会を保障するとともに、法制度上は就学義務違反の状態にあった非認可の代案学校を制度の内に位置づけることが期待されていた。

しかしながら、60 条の 3 を具体化する大統領令「代案学校の設立・運営に関する規定」は 2007 年 6 月によりやく制定され、2008 年と 2009 年にそれぞれ 1 校が京畿道とソウルに開校し、現在においても 24 校にとどまっている。この中には、キリスト教系の学校や音楽学校や芸術学校が多く、その他に国際教育や北朝鮮離脱者、多文化家庭の子どもを対象とした学校がある。

このように、各種学校としての代案学校の根拠法令をみると、代案教育の特殊性や非認可代案学校の実態を考慮して、一般の学校とは異なる幅広い自律性が想定されている。しかしながら、教育課程や授業日数、教科用図書などに関して全面的な自律性を持つわけではなく、学歴の認定とも関わって、従来の一般的な学校や学歴認定の生涯教育施設等との関係が考慮されて、自律性の範囲は大統領令によって定められている。

たとえば、教育課程については、教科の中で国語と社会のみは国が定める基準によるほか、授業時間数は通常の50%以上とされている。また、生徒数や教員数、施設・設備などの基準はあるが、一般の学校よりも大幅に緩和されている。施設・設備の基準については、北朝鮮離脱者や多文化・外国籍などの通常の学校生活を送ることが困難な者や学業中断者を主な対象とする場合には、施設や運動場を自己所有ではなく賃貸で使用することも可能になっている。その他、設置主体については、当初は私立学校のみであったが、その後、国や地方公共団体も設立・運営主体となることが可能となり、24校のうち6校が公立となっている。設立認可に関しては、教育監の下に代案学校設立運営委員会を置いて審議することとされている。なお、学歴の認定についても大統領令で定められているが、財政的な措置に関する規定はない。脱北者支援を目的とした代案学校（事例4）への聞き取り調査では、「一般の学校よりも格下の学校のような位置づけ」との認識が示されている。

各種学校としての代案学校は、財政措置がないままで教育課程上の制約が課されることとなるため、代案教育運動を担ってきた非認可代案学校にとっては、各種学校に移行するメリットはないと認識されている。

事例4：ヨミョン学校

特徴：脱北者のための教育機関、生活習慣が重視されるがカリキュラムは通常と同様

校舎、運動場、寮、図書館は自己所有ではなく賃貸によって運営

学校運営体制：専任教員15人（うち2人は脱北者）、生徒：高校83人、中学24人

学費は無料、半数以上が利用する寮、医療費等の学校が負担

中央政府の統一部（北朝鮮離脱者の支援）による補助と寄付により運営

卒業後は、4年制大学、2年制大学、就職が3分の1ずつ

Ⅲ 代案教育運動の展開と非認可代案学校

1990年代後半から展開されてきた代案教育運動には大きく2つの流れがある。1つは、学業中断者の増加など学校教育の問題状況を背景とした高校教育を中心とした自由化運動であり、もう1つは、民主化運動の主体であった世代による共同保育の運動である。前者は、受験中心の公教育に対する問題意識から、後者は教育を通じた社会変革を求める立場からの運動であったが、2000年頃には高校から中学校へ、保育から小学校へとそれぞれが対象を広げていく過程において2つの運動が合流していった。これらの2つの流れを汲んで、現在でも非認可代案学校は、都市型（事例5）と農村型（事例6）に大きく2つに分けられる。都市型代案学校では共同体を基盤に保護者が中心となるケースが多く、農村型代案学校では寄宿型で教師が中心になって運動が展開されてきたことが特徴となっている。

現在、韓国政府の推計によると非認可代案学校は230～280校程度あるとされる。このうち、代案教育運動を担ってきた実践家のネットワーク組織である代案教育連帯に加盟しているのが60校程度である。その他に、キリスト教系の組織が複数あり、いずれにも加盟していない学校もある。代案教育連帯への聞き取りによると、2009年頃から連帯に加盟していない代案学校が急速に増えている。この背景には、政府の非認可代案学校への支援が代案教育自体に対する

補助金から学校中途脱落者対策を目的とした補助金に変化した点が挙げられており、政府による中途脱落者対策の受け皿として、それまでの代案教育運とは異なるタイプの代案学校が増加していった。

事例 5：ソンミサン学校（都市型）

特徴：ソウル市の開発計画に対する住民運動をきっかけにソンミサン・マウル（共同体）運営主体は保護者、学校運営委員会では教師・保護者代表・生徒代表による審議
教育内容は、受験・試験のための勉強でなく、生態やマウル（共同体）を尊重
学校運営体制：教職員 20 名、生徒 124 人
学費は月 60 万ウォン、公的補助はソウル市からの代案学校補助（4200 万ウォン）のみ

事例 6：錦山（クムサン）ガンジー学校（農村型）

特徴：中学校課程と高校課程を持つ非認可のガンジー学校
持続な可能な教育として、農業体験等の主体的活動を中心とした転換教育を目指す
高校はコースワーク（プロジェクト研究、海外研修）による柔軟性なカリキュラム
学校運営体制：教職員 24 名程度、外部講師 20 名程度、保護者等の寄付による運営

IV 非認可代案学校に対する公費負担政策

非認可代案学校については、学業中断者に向けた学校外青少年支援事業等によって個別の補助を受けるケースはあったが、法制度上の根拠を持たないため中央政府による経常的な支援制度はない。一方で、ソウル市では、2000 年に代案教育支援センターが設置され、条例に基づいて独自の支援を行っている。2012 年からはソウル市学校外青少年支援センターがその機能を引き継いでいる。財政面では、緩やかな条件（全日制、カリキュラムがオルタナティブであることなど）の下で 2 人分の人件費にあたる 4200 万ウォンの助成を行っており、公募によって 40 校の代案学校が助成を受けている。

また、2015 年に施行された学校外青少年支援法では、全国に設置されることになった学校外青少年支援センターの業務の 1 つとして、「学校外青少年の自立に必要な教育を支援することができる」とされたことで、いくつかの自治体では非認可代案学校に対して授業料や給食費の補助が行われるようになった。なお、これらは学校教育の部局ではなく、女性家族部の所管となっている。

一方で、非認可代案学校の法制度化については、2010 年から国会で立法に向けた動きがあったが、設立の認可や廃止の権限を政府が持つことに対して反発があり、2014 年に廃案になっている。当時は、国会議員からの発案で現場の意見が反映されていなかったため、現在は代案教育連帯が中心になって自分たちで法案を作っていこうという動きになっている。これまでは法制化議論に関して、代案教育連帯だけが政府と協議を行っていたが、連帯に加盟していない代案

学校が多くなっていることから、現在ではキリスト教代案学校連盟が協議に加わるようになっている。

しかしながら、代案教育連帯では、共同体、生態教育、民主的教育、入試中心教育への批判、人間らしい教育の回復などが志向されてきたのに対して、キリスト教代案教育連盟は宗教的価値の共有を志向しており、保守的なエリート教育を行う学校も含まれている。その他、非認可代案学校には私塾や進学重視型の学校も存在していることため、従来の代案教育運動の枠組みで代案学校を捉えることは困難になっている。

V 韓国代案学校政策の現状と課題

以上のように、代案学校は幾度かの制度化が行われながら、非認可代案学校を制度内に包摂するものにはなっていない。その理由としては、カリキュラムを含めた自律的な学校運営と財政的措置が課題となっている。カリキュラムに関しては、制度内の代案学校では、一般の学校と比べると緩やかになっているものの、国家的な基準に対して 30～50%の準拠が求められている。そのため、自立的なカリキュラムによってオルタナティブな学びを追求してきた代案学校の多くは、学歴が認められる制度化よりも非認可のままで独自の教育実践をおこなうことを選択している。また、財政的な支援に関する課題では、「代案教育法」と呼ばれている初等中等教育法第 60 条の 3 で定められている制度内の代案学校には公費助成の仕組みは備わっていない一方で、ソウル市などでは、非認可代案学校に対する助成が行われていることもあって制度内に移行するメリットは少ない。

また、代案学校の実践や運動は、既存の学校教育への批判を背景として、「本来あるべき教育」を求めて生態教育や人間性教育を中心としたオルタナティブな教育が迫られてきた。こうした代案教育運動は、硬直的で競争的な学校教育制度が生み出してきた中途脱落者問題への政策対応に影響を与え、いくつかの形態として制度内に位置付けられるとともに、代案学校の性格自体が変容し、複雑化している。代案学校という用語は、既存の学校に対するオルタナティブを求めるものであるが、韓国の学校制度は平準化政策によって私立学校を含めて画一性が高いため、それ以外の多様な教育（例えば、進学重視の教育を行う学校を含めて）が代案学校に含まれている。そのため、中途脱落者対策、学校不適応対策という政策目的の下で、代案教育運動が求めてきた「本来あるべき教育」としての理念や実践とは異質な「代案教育」が制度内外の代案学校に多く含まれるようになっている。一方で、学校教育制度の状況からみると、近年では選挙によって選ばれた革新派の教育監によって革新学校の取り組みが進められており、代案教育の実践も取り入れた自律的な学校が生まれている。既存の学校の改革との関係も含め、代案学校の在り方や代案教育運動がどのような方向で展開されていくべきかが課題となっている。

VI おわりに

代案学校は、既存の学校教育への批判を背景に、「本来あるべき教育」として生態的教育や人間性の回復を求めるオルタナティブ教育を求める運動として展開してきた。しかし、制度化の過程において、中途脱落者（学業中断・学校不適応）対策という政策目的の下で、従来の代案

教育運動が求めてきた「本来あるべき教育」としての理念や実践とは異質な「代案教育」が制度内外の代案学校に多く含まれるようになっている。

オルタナティブな教育を公教育として保障し、安定的な財政支援を含めた制度化を実現するためには、自律性の確保と教育の質の保障に関する問題を既存の枠組みとは異なる視点から捉え直すことが課題となる。

【参考文献】

- 安ウンギョン（2016）「韓国におけるオルタナティブ教育の取り組みと制度化」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利が拓く（子どもの権利研究第27号）』
- 石善雨（2015）「（韓国）未認可代案学校の性格変化に関する事例研究—ガンジー学校共同体を事例として」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』第35号
- 橋元慶男（2012）「韓国の代案教育の歩みと今後の課題—日本の代案教育との交流を通して—」『岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編』第51号
- 宋美蘭・吉岡亜希子・河野和枝（2016）「韓国の都市型代案学校における新しい学び」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第126号
- 한국교육개발원（2009）『대안학교 운영 실태 분석 연구』（代案学校運営実態分析調査）

